

Title	漢代大私有地に於ける小作者と奴隸問題
Author(s)	宇都宮, 清吉
Citation	東洋史研究 (1935), 1(1): 13-21
Issue Date	1935-10-20
URL	https://doi.org/10.14989/138669
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

漢代大私有地に於ける小作者と奴隸の問題

宇 都 宮 清 吉

一

農業は支那に於ける生産部門の決定的部分であつたことは古今を通じてかはる處でない。漢代に於いても農業は最も重んぜられた。従つて人民の大多數を形成してゐる農民の安危とその生業である農業の盛衰は國家にとつても社會にとつても常に重大なる問題であつた。例へば漢書食貨志は漢代經濟史の書であるが、それに盛られた事實と思想は悉く農業と農民の保護に關するものと言ふも過言ではない。

而して漢代何が故に斯の如く農業農民の問題がやましく論議され重視されたのであるか。それは全く此の當時大私有地の發展に伴つて土地を失つた農民が或は大地主たる兼併者の下に小作農化し、更に又、奴隸化し或る者は流民となつて遠くその本貫の地を去らねばならぬ様な大動搖が農村社會に發生しつゝあつたが

爲めであると言ふことが出来る。

董仲舒は漢の初めの大私有地の發展と農民問題に就いて

〔秦〕用商鞅之法。改帝王之制。除井田。民得賣買。富者田連仟伯。貧者亡立錐之地。……或耕豪民之田。見稅什五。故貧民常衣牛馬之衣。而食犬彘之食云々（漢書二十四食貨志上）

と言つてゐる。大私有地が發展すれば、農民は勢として董仲舒の述べてゐる様な方向をたどらねばならぬことは當然であらう。かゝる形勢は漢の何れの時代に於いても見られたのであるが、後漢末の仲長統と言ふ學者の言ふ處を左に引いて見やう。

漢興以來相與爲編戶齊民。而以財力相君長者。世無數焉。中略豪人之宗連棟數百膏田滿野。奴婢千

群徒附萬計。李賢注徒衆也附親也 船車賈販周於四方。廢居積貯。滿於都城。

又その續きに

豪人貨殖館舍布於州郡。田畝連於方國。中略不爲編戶一伍之長。而有千室名邑之役。中略蓋分田無限。使之然也。(後漢書七十九) 仲長統傳

と言つてゐる。此の文によると、大私有地所有者は單に地主である許りでなく、又天下を周る舟車を俱へた大商人でもあつた。その所有の大土地は方國に連なり奴婢は千を以つて數へ、小作者の類は萬を以つて數へた。徒附とは李賢はたゞ徒は衆、附は親としてゐるけれども、庶民の身分を以つて相君長となり云々に續いて膏田滿野奴婢千群徒附萬計と連言してある所から考へれば、先づ徒附とは奴婢に對して小作者の群を最も多く指したと見るのが一番妥當であらう。

商人が土地を兼并することは漢初にもあつた。鼂錯は當時一般に農民が窮乏に陥り又官の賦稅誅求も劇しく且一定してゐなかつたので、農民は物を半分値で手放し又高利を借りる結果次第に此種商人が田土を兼并するに至つたことを次の様に述べてゐる。

今農夫中略具有者半賈而賣。亡者取倍稱之息。於是有賣田宅。鬻子孫。以償責矣。而商賈大者積貯

倍息中略此商人所以兼并農人。農人所以流亡者也

(漢書二食貨十四上志上)

斯ることは武帝の時に一時禁斷となつた。食貨志下に

賈人有市籍及家屬皆無得名田以便農

とあるのはそれである。

而し、これは決して何時までも效力があつたことではなくて、仲長統も言つてゐる様に商人の兼并行爲は漢興つて以來連續したことであり、膏田滿野の豪人は同時に船車賈販して四方に周流する大商人であり斯る富人が財力(主として高利貸行爲を指すと思ふ)を以つて農村の貧弱者を壓迫し、その田土を兼并することは漢の世を終るまで常にかわらぬ社會狀勢であつた。後漢の初めの頃の人で桓譚は商人の兼并行爲を難じて

夫理國之道。舉本業而抑末利。是先帝禁人二業。

鋼商賈不得爲官吏。此所以抑并兼長廉恥也。今當商大賈。多放錢貨。中家子弟爲之保役。趨走與臣

僕等勤(後漢書五十八) 桓譚傳

と言つてゐる。斯る商人の高利貸行爲が農村に働きか

けた時、債務を負つた農民は當然田宅を奪はれ、又その小作者として臣僕（奴隸）と勤を等しくする勞働に従事しなければならなかつたのである。而して高利貸行爲は決して單に此の種商人に限らず、本來農業に従事した大地主も又之を爲してゐる。後漢書の樊宏の傳を見ると、その父重は死に臨んで他人に貸與した債權の證書である文契を焚削せしめたことが載つてゐる。

重字君雲。世善農稼。好貨殖。中略其營理產業。物無所棄。課役童隸。各得其宜。故能上下戮力。

財利歲倍。至乃開廣田土三百頃中略其素所假貸人間數百萬。遺令焚削文契云々（後漢書六十二）
樊宏傳

と、樊重は元來農業がその世業であつた。そしてやはり此の様に金貸し行爲を營んでゐたのである。樊宏は元來後漢初の名臣であるから、此の記事もむしろ樊氏一家を讚美する様な調子で書いてあるけれども樊重の童隸を使役したり、田土三百頃を開廣したり、貧民に高利を貸したりすることが桓譚や仲長統の指摘してゐる富商大賈乃至は豪人の所業とどれだけ異つてゐるであらうか。范曄は此人の傳に樊重の折契行爲は君子の富に近からんかと感嘆してゐるけれども、私の見

る所を以てすれば、樊重の行爲こそ漢代の爲政家や學者が盛んに攻撃してゐる兼井者の行爲の典型的なるものと思はれる。而し假りに樊重は後漢書に書かれてゐる様に君子の富を築いた人としても彼が農村にあつて他人に數百萬もの債權を持つてゐたと言ふことは明らかに純粹な農村の地主であつても亦高利貸行爲を營んだ證據を示してゐるものであつて、その對照たる債務者は言ふまでもなく、饑饉や官吏の誅求等に依つて貧困勝ちなる農民であつたに違ひなからう。

以上の考察によつて次のことが言はれるであらう。漢代では土地の大量なる私有が發展すると共に農民は次第にその小作農に轉化したか、かゝる傾向を促進したものは一般に金力あるもの、即ち主に農村に働きかける、商人殊に其の高利貸行爲、或は農村に於ける地主の高利貸行爲であつたと思はれる。

二

さて然らば漢代の大私有地に勞働した農業勞働者は以上の様にして主として金力を振ふ大地主に依つて小作農化せられた農民のみによつたものであらうか。奴

隸はどうであつたか。私は前後兩漢書を通讀して見て、奴隸が農業に従事したことの相當多かつたことを結論せざるを得ない。

後漢の樊重は先に引いた文によつても判る様に、童隸に課役すること、各其の宜を得、遂に田土三百頃を開闢したのである。此の他に漢代では田土と共に奴隸が必ず附隨したものと記述されてゐるのを見る。前漢の名將霍去病は其の匈奴征伐の途中、故郷の河東平陽を訪れ、絶えて久しい父霍中孺と傳舍に面會したが、その時位驃騎將軍だつた去病は中孺の爲めに大に田宅奴婢を買つて之に贈つた。(漢書卷六十)とある。また武帝はその民間に在つた異父姉の爲めに奴婢三百人、公田百頃を以つて之に賜はつた。(漢書九十七上)とあり。後漢書の許荆傳には許荆の父武がその二弟と家産を分析したことを記して

共割財産。以爲三分。武自取肥田廣宅奴婢彊者。

二弟所得並悉劣少。(後漢書百六)
(許荆傳)

と言つてゐる。彊なる奴婢を肥田と共に分取すること、は奴婢と田土の關係を暗示するものであらう。後此の武と言ふ人はその肥田と廣宅、奴婢の資財を三倍に増

殖せしめたことが續きに書いてあるが、斯ることは肥田とそれに耕作した彊き奴婢の賜であつたらうと思はれる。又司馬相如の傳を見る。

卓王孫不得已。分與文君僮百人。錢百萬。及其嫁時衣被財物。文君乃與相如歸成都。買田宅爲富人。(漢書五十七上)
(司馬相如傳)

とある。卓王孫は蜀の富豪で文君はその娘であり、司馬相如と結婚した者であるが、元來父はこれを許さなかつたのである。さて此の文によると相如はその妻に與へられた奴隸百人と錢百萬を以つて成都に田土を買つて富人となつたとあるが、此處に於いても、又奴隸と田地は深き關係にあり、恐らく此の百人の奴隸は新しく買はれた田土の生産勞働力として活用せられたのではないかと思はれる。

又漢代の地主が奴隸を買ふ時には自分の所有地の一部を耕作せしめやうとすることが目的の一つになつてゐた様である。有名な僮約と言ふ滑稽文を書き残してゐる王褒はその購買した便了と言ふ奴に

二月春分陔陸杜疆。落桑披椶。種瓜作瓠。別茄披蔥。棗椹發疇。龜集破封。四月當披五月當種。十月收

豆。多取茅苧。……植種桃李柰栢桑。三丈一樹
八赤爲行。果類相從。縱橫相當。云々(初學記卷十九
奴婢部所引)
と言つてその自分所有の園の農耕を命じてゐる。又後
漢末の應劭の著した風俗通義には次の様な話が載つて
ゐた様である。

龐儉中略鑿井得錢千餘萬中略躬親家事。行求老倉
頭。謹信屬任者。年六十餘直二萬錢。使主牛馬耕

種云々(太平御覽卷四百七十二
人事部、富下)

即ち龐儉の蒼頭即ち奴隸(志田不動齋氏、漢代の奴隸制度、
蒼頭に就て、歴史學研究第二卷
第一號)を買つた目的も又主牛馬及び耕種があつたので
ある。

一方又、前述の様に農村に働きかける金力の作用に
よつて田土を喪失した農民は小作農化すると共に更に
甚だしく貧窮なる者は奴隸化を餘儀なくされたが、斯
る奴隸も亦主として農耕に従事したであらうと思はれ
る。一體漢代では人身賣買の内で略賣と言ふ方法は法
律上兎も角禁止せられたことであつた。後漢の光武帝
の建武七年の詔に

吏人遭饑亂及爲青徐賊所略爲奴婢下妻欲去留者恣
聽之。敢拘制不還以賣人法從事

とある。この賣人法は他人を略賣することを禁じたも
のに違ひない。何となれば同じく十三年の詔には

益州民自八年以來被略爲奴婢者皆一切免爲庶民。
……敢拘留者比青徐二州以略人法從事

とあり、此の略人法は前の賣人法と正に同一の法律で
ある可きであるからである。此の様に他人を略賣する
ことは兎も角法律上は嚴禁されてゐたことであるが、
貧窮や債務の爲めに或は自賣したり子供を賣ることは
公認されてゐた。後漢の時代に權を擅にした梁冀には
次の様な事蹟が傳へられてゐる。

起別第於城西以納姦亡。或取良人悉爲奴婢至數千
人名曰自賣人(後漢書卷六
十四梁冀傳)

この「自賣人」は冀が自分の不法を一應蔽はん爲めの
口實として意味があると思ふ。故に他人を自賣人とす
ることは決して法律上禁令には屬してゐなかつたと推
測してよい。又子を賣ることはこれも許されてゐた。

漢の高祖は秦漢の際に賣子することを許してゐる
(漢書食
貨志上)がその後戦争と飢饉の場合に於いては賣子は
常に行はれたこと數に限りない。而し平時に於いても
貧困に陥つてゐる農民が賣子によつて一時を逃れるこ

とは茶飯事であつた様である。前に擧げた晁錯の文にもそのことは窺はれるであらう。而して斯様な自賣と賣子の途こそ高利貸行爲の壓迫によつて農民が農村奴隸と化する大道であつたと思はれる。されば農村に對して金力の働きかけが増大する程此の種の奴隸も亦増大したであらう。さうして是等の自賣人及び賣子の奴隸は當然その買主の田土を耕作しなければならなかつたであらう。これに就いては明らかな史料が存するわけではないが、賣子に就いて漢書、嚴助の傳に

間者數年歲比不登。民待賣爵賣子以接衣食(前漢書卷六十)

(上四)

とあり、漢を去る遠くない曹魏の如淳は之に註して

淮南俗賣子與人作奴婢。名爲賣子。三年不能贖。

遂爲奴婢

と言つてあり、是によると賣子は債務償却の爲めであるから、その勞働は當然主人の爲めに捧げられるのであり、而も債權者たる主人は前にも言つた様に大地主として生産勞働力を大いに必要とする者である故、此の種の奴隸が主として農耕に従つた事は明瞭であらうと思ふ。仁井田陞氏は如淳がこれを單に淮南の俗とし

てゐるのを押廣めて支那各地に行はれたものとしてゐるが(東洋學報二十一卷漢魏六朝に於ける債權の擔保九九頁)これは正しいと思はれる。又如淳は三國魏の人であるけれども、斯る風習は決して一朝一夕で出來上るものではないから恐らく漢代からづつと引つゞいて大同小異に支那の各地方に行はれたものと考へてよい。自賣人も前引仁井田氏の論文によれば、本來債務奴隸であるから、その農村に於ける勞働が主として農耕に向けられたことは言はずもなであらう。

偕て、漢代では田土は必ず奴隸を伴つて記述されてゐるが、これは前漢の時代に盛んに學者や爲政家が兼并者を攻撃した場合に田土問題に附隨して、毎に奴婢問題が又論及されてゐることに表れてゐる。董仲舒の説は次の通りである。

古井田法。雖難卒行。宜少近古。限民名田以澹不足。塞并兼之路。中略去奴婢除專殺之威(漢書食貨志上)
又哀帝の頃に師丹と言ふ人は次の様なことを言つてゐる。

孝文皇帝承亡周亂秦兵革之後。天下空虛。故務勸農桑。帥以節儉。民始充實。未有并兼之害。故不

爲民田及奴婢爲限云々(同前)

此の言葉によつて上奏されたのが有名な孔光何武等の限田限奴婢の具體案で

諸侯王列侯皆得名田國中。列侯在長安公主名田縣道及關内侯吏民名田皆毋過三十頃。諸侯王奴婢二百人列侯公主百人。關内侯吏民三十人云々(同前、本紀略之同)

となつてゐる。これ等の提案は何れも失敗に終つたものであるが王莽に至つて

今更名天下田曰王田。奴婢曰私屬。皆不得賣買。(同前)と決定して、ともかく田土奴婢問題を一時解決したことになる。これ等の例を見ても漢代(殊に前漢)では田土と奴婢の問題は如何に密接にして不離なる關係に立つてゐたかゞ理解されやう。さうしてその密接にして不離なる關係とは、尠くとも前漢では未だ田土は奴婢によつて耕作されることも極めて多かつたことを意味してゐるものでなければならぬと思ふのである。前に述べた様に小作農の發生は大私有地の發展と共に前漢初以來の絶へざる趨勢ではあつた。而しながら董仲舒は什五の税を地主に納める小作者の存在を指

摘しつゝも猶ほ田土奴婢問題の具體的解決案ではその者について未だ少しもふれてゐない。又孔光何武等の具體案にも何等小作者のことは表れてゐない。これは小作者の問題は少くも前漢に於いては未だ奴婢問題に比してはそれ程大問題でなかつたのではないかと言ふことを考へさせるものである。何武や孔光の限田限奴婢案に對照して見て、私の興味を惹くのは晋代の占田法である。晋の占田法に於いては奴婢問題は姿を消して代りに佃客即ち小作者の制限が登場してゐる。

其官品第一至第九。各以貴賤占田。品第一者占五十頃。第二品四十五頃。第三品四十頃。第四品三十頃。第五品三十頃。第六品二十五頃。第七品二十頃。第八品十五頃。第九品十頃。中略其應有佃客者官品第一第二者佃客無過五十戶。第三品十戶。第四品七戶。第五品五戶。第六品三戶。第八品第九品一戶云々(晉書食貨志卷二十六)

此の頃でも奴婢が農耕から全然退却せしめられてゐるとはどうしても考へられず、現に此の占田法に於いても占田頃數と佃客の數は決して相當とは考へられなから(占田法の記する所に従つて平民男子一人占田

七十畝女子三十畝をその耕作能力として考察しても)

その餘地は必ずや奴隸が耕作に當つたと先づ考ふ可きであると思ふが、當時農村に於ける大私有地の小作耕作制が大いに發展してゐるのでなかつたら此の占田法の様な現象は現れなかつたであらう。さうして此の事は以つて側面的に前漢代の田土問題に佃客問題が登場せずして奴婢問題のみが登場論議されてゐる所以を理解することが出来るであらう。

此の様に漢代に於いては奴隸による農耕も決して輕視す可きでない様に思はせる記事に多く出會ふのであるが、然らば前後兩漢を通じて此の奴隸と小作者の問題にはどんな差異が認められるか。これは決して簡單な問題ではない。而し假に私が得た限りの史料から論ずることを許されるなれば次の様になると思ふ。

三

前漢の時代では奴隸制限に關する問題は已に述べた様に、常に田土問題を伴つて政府も學者も熱心に論議したものである。然るに後漢の時代になると、事實上奴婢の問題はそれ程密接に田土に關連して述べられて

ゐない。さうして一般に農村の問題は富商大賈或は豪人(前引桓譚及び仲長統の言參考)と言ふ様な金力を以つて農村に働きかけて行くものに對する非難の言葉となつて現れてゐる。而して此の金力を以つて農村に働きかけるものは前に述べた様に決して單に富商大賈や豪人のみでなくて樊重の様な農村の純地主と考へられる者も亦是を爲したと充分考へられるから、それ等の非難の言葉は要するに金力者流が農村に於いて田土を兼并し、從つて農民を自己の小作農化することを攻撃したものと認めて宜ろしからうと思ふ。

即ち前漢に於ける田土奴隸問題は後漢になると自ら「金力者流の田土兼并問題」に轉化し前漢の時代にあれ程やかましく論議せられた奴婢の問題は此の金力者流の田土兼并問題の中に止揚せられて最早やそれ自身だけでは問題の中心をなさなくなつて來てゐるのであると思はれる。このことは決して後漢時代に於いて奴隸が減少したことを意味してゐるのではなくて、農村に於ける私有地の發展と小作農群の尠大化が奴隸問題をかた隅へ押しやつたことを示してゐるのではないかと思ふ。先にも引用した仲長統の言葉に膏田滿野奴婢千

群徒附萬計と言ふ句がある。今假に徒附萬計が總べてこれ田野に働く小作者の群であると考へて見やう。さうすれば奴婢と小作者の割合は一對十となるであらう。而し實際に於いては奴婢の中にも農耕以外の生産に従事し、又家内乃至奢侈奴隸も居るだらうし、徒附の中には小作農民許りでなく、其の他の者も勿論混つてゐるであらうけれども、奴婢と徒附との比は一對十であるとするなれば、尠くも農耕奴婢の數よりは小作者の方が遙かに多かつたらうと言ふ想像は決して無理ではなからう。前漢の董仲舒は或は農民の田を耕して什五を税せられると言つてゐるが、此の或の字は決して無意味でないと思ふ。前漢初に於いては小作農の發展は後漢末に比して恐らく遠く及ばなかつたであらう。何となれば私有の田土には奴隸農耕がより廣く行はれてゐたらうからである。故に董氏の用ひてゐる、或はの字は田土を失つた農民が續々として什五を税せられる大地主の小作民となることを表現してはゐなくて、中には斯る者も相當あることを言つてゐるのだと思ふ。是に比して仲長氏の言葉は全漢四百年の間に富商大賈或は豪人或は農村地主の金力の爲めに農村が殆

んど大私有地化し、農民は其の小作農化し、田土に勞働する奴婢の數を遙かに、凌駕して了つたことを明瞭に道破してゐると思はれる。

註記

此の大雜把な考察には支那の本では陶希聖氏の西漢經濟史や食貨の諸論文、日本のものでは世界歴史大系の志田不動齋氏編の第四卷中の力作等が大なる援助を與へてゐる。猶ほ官僚が土地兼并に於いて商賈や農村地主と同じ様な行爲者であつたことは勿論であるが、是に就いては後に漢代の大姓と官僚に關する研究で論及する積りである。